

観光事業関係者表彰要項

(表彰)

第 1 条 公益社団法人京都市観光協会（以下協会という）の会員及び会員である企業等の従事者その他特に観光に関係を有する者で、京都市における観光事業の振興にとって貢献のあった者については、以下の定めにより表彰する。

(表彰の方法)

第 2 条 表彰は、協会の定時総会の際、表彰状及び賞品又は賞金を授与する。

(表彰の種類)

第 3 条 表彰は、観光事業功労者表彰、観光業界功労者表彰、優良観光従事者表彰及び感謝表彰とする。

(表彰の理由)

第 4 条 観光事業功労者表彰、観光業界功労者表彰は京都市における観光事業振興に関し有益な調査、研究、事業等を行いその実績が極めて顕著な者、その他京都市における観光事業の振興に寄与するところが大きいと認められる者に対して行う。

2 優良観光従事者表彰は、観光客に接する者の中で勤務成績優秀にして同種の他の従事者の模範となると認められる者（ただし、観光協会の会員若しくは会員である組織に従事する者に限る。）のうち、勤務年数 15 年以上の者に対して行う。ただし業種により特別の理由がある場合は協会総務企画委員会で審査する。

3 感謝表彰は、地域及び協会の事業等の発展に積極的に協力し、著しい功績があった者に対して行う。

(被表彰者の選定)

第 5 条 被表彰者の選考は、会員または会員 2 名以上を包括する団体の推薦により協会総務企画委員会の審査を経て行う。

(被表彰者の推薦)

第 6 条 被表彰者を推薦しようとする者は、別紙推薦書をもって協会の会長に対して推薦するものとする。